

区分Ⅲ該当になるケース

4人世帯で 父(40 歳)、母(40 歳)、子(14 歳 中 2)、子(11 歳 小 5) の場合

父 総所得 450 万円

社会保険料控除 98 万円 生命保険料控除 5 万 6,000 円

① (所得 - 控除額) ÷ 12 か月 = 収入額

(450 万円 - 103 万 6,000 円) ÷ 12 か月 = 28 万 8,666 円

母 総所得 470 万円

社会保険料控除 105 万円 生命保険料控除 4 万 5,000 円

② (所得 - 控除額) ÷ 12 か月 = 収入額

(470 万円 - 109 万 5,000 円) ÷ 12 か月 = 30 万 416 円

収入額の合計 ① + ② = 世帯収入額

28 万 8,666 円 + 30 万 416 円 = 58 万 9,082 円

需要額 23 万 5,077 円(障がい者加算 2 万 4,940 円を含む)

※生活保護基準を参考

収入額 ÷ 需要額 = 基準区分 58 万 9,082 円 ÷ 23 万 5,077 円 = **2.506 倍**

●支給の基準

第Ⅰ、Ⅱ区分 収入額が需要額の 2.5 倍未満の場合

対象費目…給食費、学用品等購入費、校外活動参加費、修学旅行費、
交流学习交通費、職場実習交通費、通学費(実費額全額)

第Ⅲ区分 収入額が需要額の 2.5 倍以上の場合

対象費目…交流学习交通費、職場実習交通費、通学費(実費額の半額)